

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【公 告】

- 岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの指定管理者の募集
 - 岡山県天神山文化プラザの指定管理者の募集
 - 岡山港（福島・高島地区）港湾施設の指定管理者の募集
- 【教育委員会】
- 岡山県渋川青年の家の指定管理者の募集
 - 岡山県青少年教育センター閑谷学校の指定管理者の募集

県民生活交通課

文化振興課

港湾課

教育委員会

”

目次

担当課（室）

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

〔三二七〕岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例（平成十七年岡山県条例第十五号。以下「条例」という。）第十一条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十七年八月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター（以下「センター」という。）

2 所在地

岡山市北区南方二丁目一三番一号（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館

二階）

3 施設概要

(1) 延床面積（センター専用部分） 一、一七〇平方メートル

(2) 施設内容 研修室、会議室、貸事務所、作業スペース、貸ロッカー、相談スペース、情報提供スペース、交流スペース、子ども（一時預かり）スペース、管理運営事務所、給湯室、トイレ等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例施行規則（平成十七年岡山県規則第二十三号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県ボランティア・NPO活動支援センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
- 2 施設等の提供及び維持管理に関すること。
- 3 ボランティア・NPOの活動に関する相談、研修並びに情報の収集及び提供に関すること。
- 4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、センターの管理運営に要する費用及び県が指定管理者に委託する事業の実施に要する経費（以下「管理運営経費等」という。）並びにセンターの設置目的に沿って指定管理者が自ら企画し、及び実施する事業に充てるものとする。

また、利用料金に係る収入のほかに、管理運営経費等に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、三の業務に要する経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に主たる事務所を有し、県内を中心に活動している法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて、次の要件を全て満たすものとする。

なお、複数の法人等が共同して応募する場合は、次の要件のAについては構成法人等のうち少なくとも一以上のものが、イ及びウについては全てのもものが該当していることを要する。

A 他の主体が行うボランティア・NPO活動に関する支援を行うためのノウハウを有していること。

イ 法人等としての活動期間が二年以上継続していること。なお、法人にあつては、法人格を取得する前に任意団体としての活動期間がある場合は、その期間も通算することができる。

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

A 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成二十七年八月十二日（水）から同年十月九日（金）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県県民生活部県民生活交通課県民協働推進班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六一二二六一七二八七（直通）

ファックス ○八六一二二二一五三五四

電子メールアドレス npo@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県県民生活部県民生活交通課のホームページからダウンロードすることもできる。

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/25/>

3 募集説明会（現地説明会）

- (1) 開催日時
平成二十七年八月二十六日（水）午前十時三十分から
- (2) その他
(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

- (1) 受付期間
2 (1)の期間
 - (2) 申請書類
 - ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
 - イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
 - ウ 法人等の概要
 - エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
 - カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - ク 役員の名簿
 - ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申出書
 - コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書
 - サ その他募集要項で定める書類
- (3) 提出場所及び提出方法
2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

によることとし、平成二十七年十月九日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県県民生活部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 設置目的を理解した提案内容であること。
- (2) センターの機能を最大限に発揮させるものであること。
- (3) センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（平成二十七年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

十
問
い
合
わ
せ
先
六
二
(2)
の
場
所

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

〔三二八〕岡山県天神山文化プラザ条例（平成十七年岡山県条例第十六号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十七年八月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県天神山文化プラザ（以下「文化プラザ」という。）

2 所在地

岡山市北区天神町八番五四号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 六、八一七平方メートル
- (2) 建築面積 二、三五九平方メートル
- (3) 延床面積 五、七三九平方メートル
- (4) 施設内容 展示室（五室）、ホール、練習室（五室）、会議室（二室）、文化情報センター等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う文化プラザの管理の基準は、条例、岡山県天神山文化プラザ条例施行規則（平成十七年岡山県規則第百十四号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県天神山文化プラザ指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 文化プラザの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- 2 文化活動の鑑賞及び発表の機会の提供
- 3 文化活動に関する情報の収集及び提供
- 4 県民文化の振興に関する事業の実施
- 5 施設等の利用者等の許可
- 6 施設等の維持管理
- 7 1から6までに掲げるもののほか、文化活動の促進及び文化プラザの運営に關し必要な業務

四 指定管理者の指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、文化プラザの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の文化プラザの管理運営に係る収入のほかに、文化プラザの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

第二条第三号の暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号の暴力団をいう。以下同じ。）

又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成二十七年八月十二日（水）から同年十月九日（金）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県環境文化部文化振興課文化振興班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七九〇一（直通）

ファックス 〇八六一二三三―五七二〇

電子メールアドレス bunkasin@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送による配布を希望する場合には、宛先を明記し、四百円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県環境文化部文化振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/23/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成二十七年八月二十六日（水）午後一時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

- (1) 受付期間
 - 2 (1)の期間
 - (2) 申請書類
 - ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
 - イ 文化プラザの管理に係る事業計画書及び収支予算書
 - ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。
 - エ。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
 - オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - キ 役員の名簿
 - ク 法人等の概要
 - ケ 1 (2)及び(3)の欠格事由に該当しない旨の申立書
 - コ その他募集要項で定める書類
 - (3) 提出場所及び提出方法
 - 2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成二十七年十月九日（金）必着とすること。
- 七 指定管理者の候補の選定
- 1 指定管理者候補選定委員会の設置
- 岡山県環境文化部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。
- 2 審査基準
 - (1) 事業計画の内容が県民文化の振興に資するものであること。
 - (2) 事業計画の内容が文化プラザの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) 文化団体等との連携が図られること。

(5) 利用者の個人情報保護、災害等緊急時の対応に係る計画の策定等の危機管理に関する適切な取組ができること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（平成二十七年十一月下旬を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六(2)の場所

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

〔三二九〕岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号。以下「条例」という。）第十七条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十七年八月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設（平成十九年岡山県告示第三百六十八号（指定管理施設の指定）に掲げる指定管理施設）

1 名称

岡山港における岡山県の管理に属する港湾施設のうち、2に掲げる地区に所在する3に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）

2 所在地

- (1) 福島地区（岡山市南区築港元町地内をいう。以下同じ。）
- (2) 高島地区（岡山市中区新築港地内をいう。以下同じ。）

3 施設概要

第二号浮さん橋、岸壁、物揚場、野積場、港湾施設用地、上屋及びこれらに隣接する臨港道路の一部、給水施設、オイルフェンス格納庫（福島地区に所在するものに限る。）及び緑地（高島一号緑地、高島二号緑地、高島三号緑地、高島四号緑地、高島五号緑地、高島六号緑地、高島七号緑地及び高島八号緑地に限る。）並びにこれらの附帯施設

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う指定管理施設の管理の基準は、港湾法（昭和二十五年法律第二十八号）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）並びにこれらの法律に基づく政令及び省令、条例、岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則（昭和二十七年岡山県規則第二十七号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）、岡山県土木監視員設置規則（昭和四十九年岡山県規則第五十二号）並びに別に示す岡山港福島・高島地区港湾施設指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の内容

- 1 指定管理施設の占用等の許可に関すること。
- 2 指定管理施設の維持管理に関すること。

3 その他指定管理施設の運営に関し必要な業務

四 指定管理者の指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費等

1 指定管理施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、指定管理施設の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

2 消耗品の交換、一件五〇万円まで、かつ、年総額三〇〇万円までの施設の修繕及び消防用設備等の法定点検については、指定管理者の負担とする。

3 指定管理者は、募集要項に定める基準納入額（以下「基準納入額」という。）を、会計年度（四月一日から翌年三月三十一日まで。以下同じ。）ごとに県に納入するものとする。

4 指定管理者は、指定の申請時に提出する収支予算書の収入と支出の差額（以下「予定剰余金」という。）のうち、基準納入額を上回る額の二分の一の額（以下「予定剰余金追加納入額」という。）を、会計年度ごとに県に納入するものとする。

5 指定管理者は、毎会計年度終了後、利用料金等の収入額から管理運営費等の支出額を差し引いた額（以下「決算剰余金」という。）が予定剰余金（当該額が基準納入額を下回る場合は、基準納入額）を上回る場合は、当該上回る額の二分の一の額を県に納入するものとする。なお、決算剰余金が予定剰余金を下回った場合においても、基準納入額及び予定剰余金追加納入額は、原則として変更しないものとする。

6 県へ納入する額、方法及び時期については、県と指定管理者で締結する協定で定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 港湾施設（港湾法第二条第五項各号に掲げる施設をいう。）の管理業務に携わった実績を有する法人等又はこの業務に携わった経験を有する者を業務に従事さ

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

せることができる法人等であること。

(3) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）第五十六条第一項及び第二項に規定する要件を満たす者又は満たす見込みである者を、埠頭保安管理者の業務に従事させることができる法人等であること。

(4) 一 二に掲げる地区に近接した位置に、業務に当たる事務所を確保することができる法人等であること。

(5) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(6) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 指定管理施設の使用許可の申請団体でないこと。

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成二十七年八月十二日（水）から同年十月九日（金）までの午前九時から午

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡
山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県土木部港湾課港政班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七四八四（直通）

ファックス 〇八六一二二七一五五五一

電子メールアドレス kowan@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に直接受け取ること。また、岡山県土木部港湾課のホームページか
らダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/66/>

3 募集説明会

(1) 開催日時

平成二十七年八月二十八日（金）午前十時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところに
よる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 指定管理施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び
収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年
度」という。）における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下
「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事
業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 設立趣旨、組織、事業内容等法人等の概要がわかるもの

ケ 1(5)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(6)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成二十七年十月九日(金)必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が指定管理施設の利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が指定管理施設の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他指定管理施設の管理を効率的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。(平成二十七年十一月予定)

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の一部又は全部を無償で使用することがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項及び仕様書に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

◎岡山県教育委員会公告

岡山県渋川青年の家条例（昭和三十八年岡山県条例第六号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十七年八月十二日

岡山県教育委員会

一 対象施設

1 名称

岡山県渋川青年の家（以下「青年の家」という。）

2 所在地

玉野市渋川二丁目七番一号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 六、二九八・九八平方メートル
- (2) 延床面積 五、三〇四・四一平方メートル
- (3) 施設内容 本館、体育館、グラウンド、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う青年の家の管理の基準は、条例、岡山県渋川青年の家条例施行規則（昭和三十八年岡山県教育委員会規則第七号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号）及び別に示す岡山県渋川青年の家指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 青年の家の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
- 2 施設等の維持管理に関すること。
- 3 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。
- 4 その他青年の家の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、青年の家の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に

充てるものとする。

また、利用料金その他の青年の家の管理運営に係る収入のほかに、青年の家の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- (3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成二十七年八月十二日（水）から同年十月九日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県教育庁生涯学習課振興班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六一二二六一七五九五（直通）

ファックス ○八六一二二四―二〇三五

電子メールアドレス syogai@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に直接受け取ること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県教育庁生涯学習課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/149/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成二十七年九月二日（水）午後一時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 青年の家の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度を除く過去三事業年度の法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日においてその日の属する事業年度の前の事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度を含む過去三事業年度の事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 法人等の概要

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成二十七年十月九日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された事業計画書等について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が青年の家の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他青年の家の業務を効果的に行うため教育委員会が必要と認める基準に適

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（平成二十七年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出された申請書類は、返却しない。
- 2 提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出された申請書類の一部又は全部を無償で使用する必要がある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出された申請書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出された申請書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

◎岡山県教育委員会公告

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号。以下「条例」という。）第十二条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十七年八月十二日

岡山県教育委員会

一 対象施設

1 名称

岡山県青少年教育センター閑谷学校（以下「センター」という。）

2 所在地

備前市閑谷七八四番地

3 施設概要

- (1) 敷地面積 五七、八七九・〇七平方メートル
- (2) 延床面積 五、八三〇・一九平方メートル
- (3) 施設内容 本館、キャンプ場、野外活動施設、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県青少年教育センター閑谷学校条例施行規則（昭和四十年岡山県教育委員会規則第六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号）及び別に示す岡山県青少年教育センター閑谷学校指定管理者業務仕様書に規定するのとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 条例第六条第一項第一号に掲げる行為及び同項第三号から第五号までに掲げる行為（特別史跡旧閑谷学校の区域内に係るものを除く。）の許可に関すること。
- 2 条例第二条に規定する業務（史跡等に係るものを除く。）の実施に関すること。
- 3 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- 4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、センターの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に

充てるものとする。

また、利用料金その他のセンターの管理運営に係る収入のほかに、センターの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
 - ク 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成二十七年八月十二日（水）から同年十月九日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県教育庁生涯学習課振興班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六一二二六一七五九五（直通）

ファックス ○八六一二二四一三〇三五

電子メールアドレス syogai@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に直接受け取ること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県教育庁生涯学習課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/149/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成二十七年八月三十一日（月）午後一時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度を除く過去三事業年度の法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日においてその日の属する事業年度の前の事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度を含む過去三事業年度の事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 法人等の概要

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成二十七年十月九日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された事業計画書等について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他センターの業務を効果的に行うため教育委員会が必要と認める基準に適合すること。

平成27年8月12日 岡山県公報 号外

合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（平成二十七年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出された申請書類は、返却しない。
- 2 提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出された申請書類の一部又は全部を無償で使用する必要がある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出された申請書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出された申請書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所